

**国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案**

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この

項において同じ。) 」と、」を、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。